## 保険会社が倒産したら

万一、引受生命保険会社が経営破綻に陥った場合、原則として「生命保険契約者保護機構」（以下、「保護機構」といいます。）より、保険契約者保護の措置が図られます。

詳細は、パンフレット2ページおよび生命保険契約者保護機構のホームページ（https://www.seihohogo.jp/）を確認ねがいます。

補償限度は、※責任準備金（積立金）等の90％とすることが、保険業法で定められています。しかしながら、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等の削減、契約条件の算定基礎となる予定利率等の変更、早期解約控除制度の導入等が行われる可能性があります。

JAM積立年金共済の引受生命保険会社は、「保護機構」に加入しています。

※保険金・年金等の90％が補償されるものではありません。また、破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率を超えていた契約の補償限度は、責任準備金の90％を下回る場合があります。（2026年3月1日現在の基準利率は3％です。）

例）仮に30％委託している生命保険会社が破綻した場合は、責任準備金（積立金）等の97％（＝70％＋30％×90％）が補償されます。（但し、予定利率が3％を下回っている場合）

## 個人情報に関する取扱いについて契約者と生命保険会社からのお知らせ

当該保険の運営にあたっては、契約者は加入対象者（被保険者）の個人情報〈氏名、性別、生年月日等〉（以下、「個人情報」といいます。）を取り扱い、契約者が保険契約を締結する生命保険会社（共同取扱会社を含みます。以下同じ）へ提供いたします。契約者は、当該保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続きのために使用いたします。生命保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、一時金・年金等の支払い、子会社・関連会社・提携会社等を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実、その他保険に関連・付随する業務のため使用（注）し、また、契約者および他の生命保険会社に上記目的の範囲内で提供します。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き契約者および生命保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。

記載の引受保険会社は、今後変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。

（注）保健医療等の機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

なお、事務幹事会社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ（https://www.meijiyasuda.co.jp/）をご参照ください。

公的年金が先行き不透明な中にあって、JAM積立年金共済は老後の生活に備える自助努力の為の制度です。皆様の積立金については、JAM共済の自家共済運営委員会で決定された5社の生命保険会社に委託運用することによって、リスク分散を図っています。こうした点についても十分にご検討いただいたうえで、ご自身の判断で加入申込みをしてください。

引受保険会社は、各ご加入者の加入金額のうち、それぞれの引受割合による保険契約上の責任を負います。また、引受会社および引受割合は変更することがあります。なお、各引受会社の予定利率および配当実績等により、給付金支払の引受割合が下記の引受割合と異なる場合があります。

**〈2026年3月1日現在の各社のシェア配分〉**

幹事会社
**明治安田生命保険相互会社 59.0％**

［連絡先］広域組織法人部法人営業第一部
〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-1-1
明治安田生命ビル24階
TEL 03-6259-0033

| | |
|---|---|
| 日本生命保険相互会社 | 15.0％ |
| 太陽生命保険株式会社 | 12.5％ |
| 富国生命保険相互会社 | 10.0％ |
| 第一生命保険株式会社 | 3.5％ |

相互会社においては、ご契約者が「社員」（構成員）として会社の運営に参加する仕組みとなっていますが、この契約におけるご契約者は団体であり、ご加入者は被保険者であるため、社員とはなりません。したがって、総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。

この制度は、生命保険会社と締結した拠出型企業年金保険契約に基づき運営します。

JAM共済
〒105-0014 東京都港区芝2-20-12 友愛会館
お問い合わせ、積立金の請求は所属組合へ連絡してください。

MY-A-26-企-003872

# 積立年金共済

〔拠出型企業年金保険（02）〕




## あなたの資金計画 応援します

**年2回 受付**

■1回目：2026年10月1日加入（新規・変更）受付期間
2026年 6月1日（月）▶ 6月29日（月）

■2回目：2027年4月1日加入（新規のみ）受付期間
2026年 11月19日（木）▶ 12月18日（金）

※2回目の受付は、どちらのコースにも加入していない方が対象です。

**積立年金共済ご加入のポイント**

1. 掛金は月5,000円から
2. 積立は満65歳まで可能
3. 年金受取プランは10種類と豊富
4. 一時積み増し（年2回・退職時）
5. 税金の軽減効果あり

※税務の取り扱いについては、税制改正により、今後変更になる事も有ります。

自家共済で つながる・広がる 安心の輪
JAM共済 自家共済運営委員会

自家共済 e-パンフレット
jika.jam-kyosai.org
●詳しくは、パンフレットの内容をご確認ください。

# 契約概要・注意喚起情報【生命保険】 JAM・積立年金共済（拠出型企業年金保険(02)）

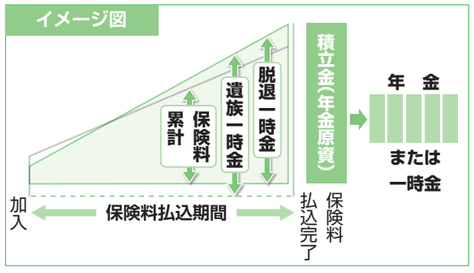
## 意向確認【ご加入前のご確認】

ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を【契約概要】、ご加入に際して特にご注意いただきたい事項を【注意喚起情報】に記載していますので、ご加入前に必ずお読みください。また、各事項の詳細につきましては本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。ご加入にあたっては、【契約概要】【注意喚起情報】および本パンフレットの内容とあわせて、取扱内容・給付額試算表の内容・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

## 契約概要【ご契約内容】

### ❶ 商品の仕組み

企業・団体の従業員・所属員の方が、自助努力による老後保障資金を準備するために、企業・団体を保険契約者として運営する団体年金保険商品です。在職中に積立てを行ない、退職、退会等により保険料払込完了を迎えられた後に年金または一時金が受け取れます。また、遺族年金特約により、保険料払込期間中の死亡時には加算があります。




### ❷ 加入年齢、保険料、保険期間等

加入年齢、加入資格、(追加)加入日、保険料の額、払込方法、払込完了期日等につきましては、本パンフレットの該当箇所をご参照ください。退職、退会等により企業・団体の所属員でなくなった場合はすみやかに脱退いただきます。

### ❸ 積立金(受取予想額)

将来の受取予想額につきましては本パンフレットに記載の給付額試算表にてご確認ください。

### ❹ 年金や一時金が主に支払われる場合

■基本年金(もしくは一時金)

保険料払込完了後に、積立金を原資とした年金もしくは一時金をお支払いします。

■脱退一時金(もしくは年金)

保険料払込完了前に脱退される場合、原則一時金でお支払いとなりますが、年金でのお支払いが可能な場合があります。

■遺族一時金

ご加入者が保険料払込期間中に死亡された場合は、積立金に遺族年金特約による加算をして、一時金にて遺族の方にお支払いします。

※上記の年金もしくは一時金について選択できる給付種類等は、企業・団体ごとの制度内容により取扱が異なります。

### ❺ 配当金

この保険は１年ごとに財政決算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金をお支払いする仕組みとなっています。年度途中で脱退された場合その年の配当金はありません。

### ❻ 引受保険会社(事務幹事会社)

明治安田生命保険相互会社
本社：東京都千代田区丸の内２－１－１

※本パンフレット記載の複数の保険会社でご契約をお引受けし、明治安田生命保険相互会社は他の引受保険会社の委任を受けて事務を行ないます。引受保険会社は、それぞれの引受割合により保険契約上の責任を負います。なお、引受保険会社等は、変更される場合があります。

## 注意喚起情報【特に重要なお知らせ】

### ❶ お申込みの撤回(クーリング・オフ制度)

この保険は、団体を契約者とする企業保険契約であり、クーリング・オフの適用はありません。なお、責任開始期前のお申込みの取り消し等については本パンフレット記載の団体窓口にお問い合わせください。

### ❷ 責任開始期

ご提出いただいた加入申込書に基づき引受保険会社がご加入を承諾した場合、引受保険会社は所定の「(追加)加入日」からご契約上の責任を負います。なお、企業・団体の社員・職員、保険会社の職員等には保険へのご加入を決定し、責任を開始させるような代理権はありません。

### ❸ 年金や一時金のお支払制限

次のような場合、年金や一時金のお支払いに制限があります。

■遺族年金・遺族一時金の受取人が故意に加入者を死亡させた場合は、他の相続人に遺族年金・遺族一時金をお支払いします。同様に年金受給者を死亡させた場合、未支払の年金原資を他の相続人にお支払いします。

■契約者の保険契約締結の際または加入者がこの保険契約に加入する際に、詐欺行為があった場合は、この保険契約の全部または一部が取り消しとなることがあり、既に払込まれた保険料は払戻ししません。

■受取人や継続受取人が年金・一時金の請求について詐欺を行なった時(未遂を含みます)など、この保険契約の存続を困難とする重大な事由が発生した場合や、保険契約者、加入者、受取人または継続受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められるなどの重大な事由が発生した場合は、この保険契約の全部または一部を解除することがあります。この場合、所定の返戻金をお支払いします。

■保険料の払込を中断されている期間中にご加入者が死亡された場合、遺族年金特約による加算はありません。

### ❹ 保険料の払込

ご加入者からの保険料の払込のないまま所定の猶予期間を経過した場合、保険料の請求を停止し、加入取消もしくは脱退いただくことがあります。

### ❺ 信用リスク・生命保険契約者保護機構

■保険会社の業務または財産の状況の変化により、積立金や脱退・払出し時の一時金の金額、年金受給時にお約束した年金額が削減されることがあります。

■引受保険会社は生命保険契約者保護機構(以下「保護機構」といいます)に加入しています。保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも積立金額や年金受給時にお約束した年金額等が削減されることがあります。詳細については、保護機構までお問合せ下さい。
(ホームページ https://www.seihohogo.jp/)

### ❻ ご照会・ご相談窓口

| この保険に関する生命保険会社に対する苦情・相談先(注) |
|---|
| 明治安田生命保険相互会社<br>広域組織法人部<br>03-6259-0033 |

(注)一般のお手続き等に関するご照会につきましては、本パンフレット記載の団体窓口へご連絡ください。

■この保険に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。(一社)生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・ＦＡＸは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
(ホームページ https://www.seiho.or.jp/)

■なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として１ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

### ❼ 積立金や脱退・払出し時の一時金額

この保険では、お払込いただいた保険料全額をそのまま積み立てるのではなく、保険料の一部は事務手数料や遺族年金特約保険料に充てられます。したがいまして、積立金や脱退・払出し時の一時金の額がお払込いただいた保険料の累計額を下回る場合があります。

### ❽ 予定利率

予定利率とは、お預かりしている保険料積立金に対して付利する利率のことをいいます。金利水準の低下、その他の著しい経済変動などこの契約の締結の際、予見しえない事情の変更により特に必要と認めた場合には、保険業法および同法に基づく命令の定めるところにより主務官庁に届け出たうえで、予定利率を変更することがあります。

### ❾ ご契約の継続と解約返戻金

■この保険は、ご加入者の加入状況または福利厚生制度の変更等によりご継続できないことがあります。ご加入者が１０名未満となった場合、この契約は解約となることがあります。

■解約となる場合は、解約返戻金をお支払いします。

### ❿ 年金・一時金の支払いに関する手続き等の留意事項

■年金・一時金のご請求は、団体(ご契約者)経由で行なっていただく必要がありますので、年金・一時金のお支払事由が生じた場合、すみやかに本パンフレット記載の団体窓口にご連絡ください。

■年金・一時金のお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、他の年金・保険金などのお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。

# JAM積立年金共済について

JAMの組合員が、退職後に「ゆとりある老後生活」を送るために、公的年金（厚生年金）等の社会保障給付だけでは不足する老後生活費を補う事を目的とした自助努力による積立制度です。

JAM積立年金共済の掛金は、拠出型企業年金保険（団体契約の生命保険）として、運用をしております。

**老後の生活資金準備の第一歩として、将来受給できる公的年金を確認しましょう**

＜ご参考＞　公的年金シミュレーター（https://nenkin-shisan.mhlw.go.jp/）
「公的年金シミュレーター」は、働き方・暮らし方の変化に応じて、将来受給可能な年金額を簡単に試算できるツールとして、厚生労働省が開発したものです。パソコンまたはスマートフォンでご利用できます。

## ●JAMのスケールメリット

JAM加盟の組合員だから加入できる魅力的な制度です。

**予定利率は年1.25%**
※予定利率は将来変更される場合があります。
※下表は予定利率を用い作成しています。

＜ご参考＞　運用実績（2024年10月～2025年9月）
年1.325%（予定利率 1.255% ＋ 配当率 0.070%）

## ●加入申込受付は年2回（口数変更は年1回）

**1回目**　2026年10月1日付　2026年6月1日（月）～ 6月29日（月）
※この期間は、既に加入している方の口数変更も受付いたします。

**2回目**　2027年4月1日付　2026年11月19日（木）～ 12月18日（金）
※どちらのコースにも加入していない方のみ、対象です。

## ●掛金は1口5,000円から

月払は両コースとも、1口5,000円　最高10口までお申し込みできます。
※一般型コースのみ、月払に加えてボーナス払もできます。
　ボーナス払は、1月と8月とし、夏・冬同口数　1口10,000円　最高20口まで

## ●JAMの組合員は、最長65歳のお誕生月まで継続可能です。

※65歳の年齢満了前に組合籍がなくなる方でご継続希望の際は、所属組合へ事前にご相談ください。

## ●JAMの積立年金共済には、2つのコースがあります。

**一般型コース**

- ライフステージにあわせた資金づくりに活用できる制度です。
- 保険料は一般の生命保険料控除の対象となります。
- 年齢満了時に年金選択をした方は、退職時の一時積み増しもお申込みできます。
- 掛金の中断、積立金の一部払い出しの取り扱いがあります。

**★一般型コースのみ、年2回の一時積み増しができます。**
2026年度の一時積み増し受付期間は下記のとおりです。
・2026年9月1日付・・・申込書提出期間7月1日（水）～ 8月3日（月）
　送金受付期間　7月1日（水）～ 8月6日（木）
・2027年2月1日付・・・申込書提出期間12月1日（火）～ 1月7日（木）
　送金受付期間　12月1日（火）～ 1月14日（木）

**個年型コース**

- ゆとりある老後のための積立てをおこなう制度です。
- 保険料は個人年金保険料控除の対象となります。
- 掛金の中断、積立金の一部払い出しの取り扱いはできません。

※税務の取扱いについては税制改正により、今後変更となることがあります。

## 知っ得情報1

**月払2口**（10,000円）を
**40年間継続**して積立てた
Ⓑさんの場合



- 払込掛金累計額　4,800,000円
- 積立金給付額（脱退一時金金額）　6,001,300円

**月払8口**（40,000円）を
**10年間継続**して積立てた
Ⓒさんの場合



- 払込掛金累計額　4,800,000円
- 積立金給付額（脱退一時金金額）　5,020,800円

**同じ払込掛金累計額でも、40年間継続したBさんの方が、積立金給付額が大きくなります。**
**コツコツと貯めることをお勧めします！**

## 知っ得情報2



日本人の平均余命

［平均余命とは、その人が残り何年生きられるかを示したものです。］

**日本人はとても長生きになりました。**
**将来のゆとりある生活の為に、**
**積立年金共済で準備することをお勧めします！**

| 年齢 | 男性 | 女性 |
|---|---|---|
| 60歳 | 23.63年 | 28.92年 |
| 65歳 | 19.47年 | 24.38年 |

厚生労働省「令和6年簡易生命表」より

**意向確認［ご加入前のご確認］**

積立年金共済は、老後生活の資金確保を主な目的とする生命保険(※)です。ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申し込みください。

(※)JAM共済が保険契約者として生命保険会社に運用を委託して行う拠出型企業年金保険です。

## 在職中（積立期間中）

**若いうちから加入すれば無理なく大きな年金を準備できます!!**



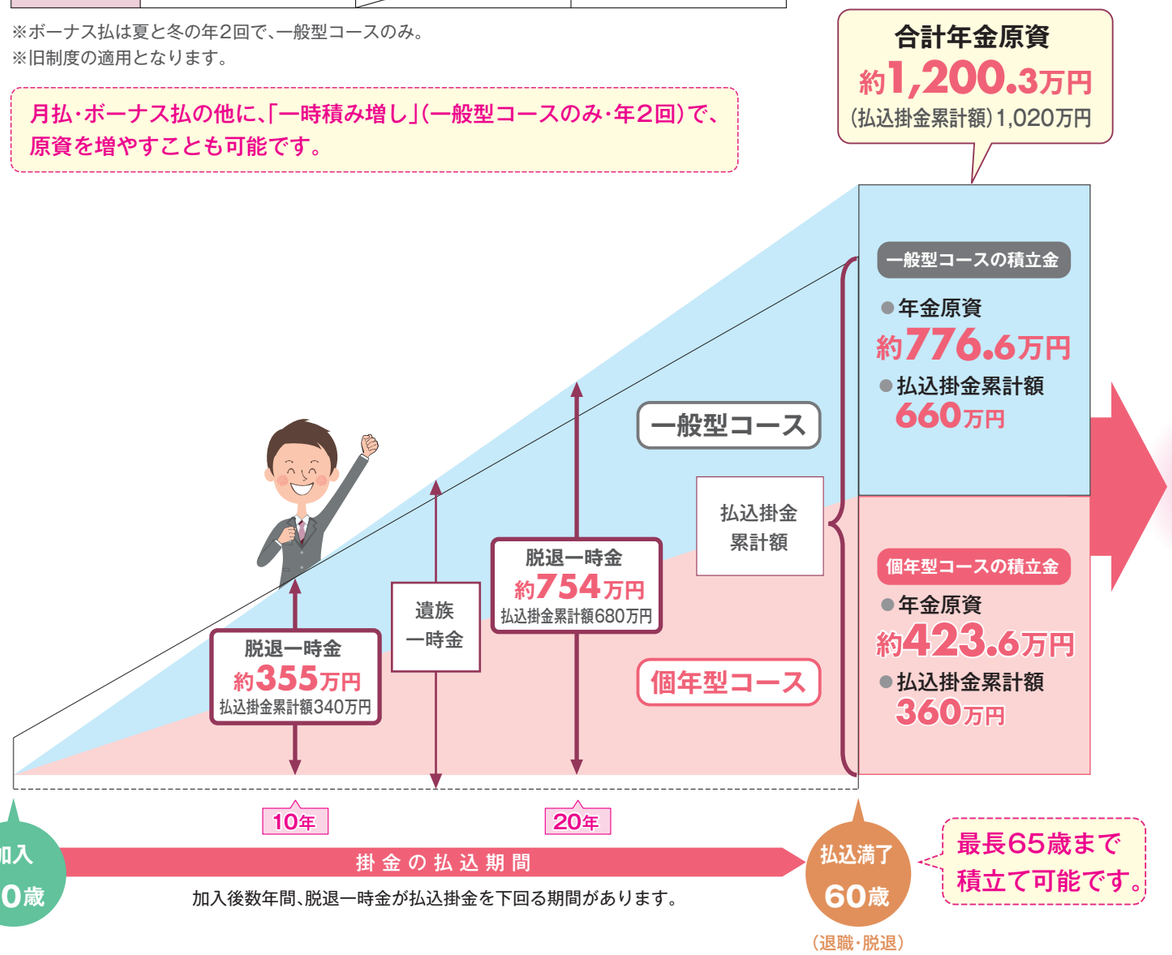
**Aさんの加入プラン**　30歳加入／60歳払込満了　払込年数30年

●加入内容

| | 一般型コース | 個年型コース | 合　計 |
|---|---|---|---|
| 月　払 | 2口 10,000円 | 2口 10,000円 | 4口 20,000円 |
| ボーナス払 | 5口 50,000円 | | 5口 50,000円 |

※ボーナス払は夏と冬の年2回で、一般型コースのみ。
※旧制度の適用となります。

月払・ボーナス払の他に、「一時積み増し」（一般型コースのみ・年2回）で、原資を増やすことも可能です。




## 払込満了後

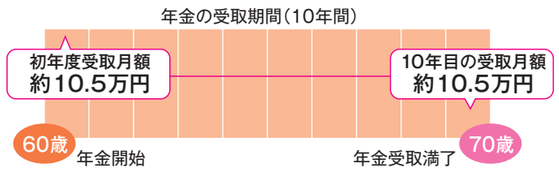
**公的年金に上乗せすることで、ゆとりある生活が過ごせます！**

**Aさんの加入プラン**で一般型と個年型の両方を年金選択した場合の試算図です。

「一般型コース」は年金選択時に退職金等を「退職時一時積み増し」することにより、年金原資を増額することが可能です。
最長10年以内に年金受取りを開始するよう据置する事も可能です。（8ページ参照）

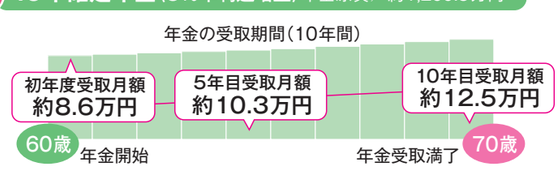
**10種類の年金種類からいずれかを選択**
（一般型と個年型それぞれ一種類選べます。）

### 1 10年確定年金〈定額型〉年金原資／約1,200.3万円




10年間の年金受取累計額
**約1,263万円**
- 定められた期間定められた年金を本人の生死に関係なく支払います。
- 受取期間は10年・15年・20年の3種類から選択できます。

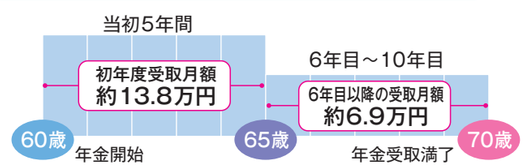
### 2 10年確定年金〈5%単利逓増型〉年金原資／約1,200.3万円




※前年度年金年額に対して5%逓増します。

10年間の年金受取累計額
**約1,268万円**
- 定められた期間定められた年金を本人の生死に関係なく支払います。
- 受取期間は10年・15年・20年の3種類から選択できます。

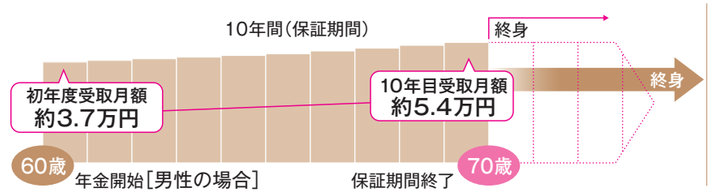
### 3 10年確定年金〈5年倍額型〉年金原資／約1,200.3万円




※1年目から5年目までの5年間の年金給付を厚くします。

10年間の年金受取累計額
**約1,250万円**
- 定められた期間定められた年金を本人の生死に関係なく支払います。
- 受取期間は10年・15年・20年の3種類から選択できます。

### 4 10年保証期間付終身年金〈5%単利逓増型のみ〉年金原資／約1,200.3万円




10年間の年金受取累計額
**約551 万円**
- 10年間は定められた年金を本人の生死に関係なく支払います。保証期間経過後は本人が生存している限り支払います。

年金に代えて一時金を受取ることもできます。

一時金受取選択（退職・脱退）　**約1,200.3万円**　［一般型コース：約776.6万円　個年型コース：約423.6万円］

# 給付額試算表

## 2026年4月から積立金額の元本割れ期間が短縮されました

「積立年金共済」は2026年4月から掛金について生保手数料の見直しが行われます。これにより掛金に占める積立金部分の割合が増加することで1口あたりの積立金額が増加しました。詳細は以下の給付額試算表をご確認ください。

【参考】拠出型企業年金保険(02)の商品改定について ➡

## 在職中 在職中積立金給付額例表(試算表)

実際の加入口数との比較の場合には、下表加入口数との比例に応じて給付額を計算してください。
(加入して数年で脱退した場合には、必要経費が引かれているため、受取金額が払い込んだ掛金を下回ることがあります。)



一般型コースのみ

### ■月払2口(10,000円)加入の場合

(例)月払3口加入の場合→下表給付額を1.5倍にしてください。

| 加入年数 | 払込掛金累計額(円) | 積立金給付額(脱退一時金額)(円) |
|---|---|---|
| 1年 | 120,000 | 約 119,200 |
| 2年 | 240,000 | 約 239,760 |
| 3年 | 360,000 | 約 361,700 |
| 4年 | 480,000 | 約 485,040 |
| 5年 | 600,000 | 約 609,780 |
| 6年 | 720,000 | 約 735,940 |
| 7年 | 840,000 | 約 863,560 |
| 8年 | 960,000 | 約 992,620 |
| 9年 | 1,080,000 | 約 1,123,160 |
| 10年 | 1,200,000 | 約 1,255,200 |
| 15年 | 1,800,000 | 約 1,938,320 |
| 20年 | 2,400,000 | 約 2,661,340 |
| 25年 | 3,000,000 | 約 3,426,620 |
| 30年 | 3,600,000 | 約 4,236,600 |
| 35年 | 4,200,000 | 約 5,093,900 |
| 40年 | 4,800,000 | 約 6,001,300 |

※1口5,000円から10口50,000円まで加入できます。
※遺族一時金は、脱退一時金+1ヵ月分の月払保険料です。
＊月払掛金に含まれる遺族特約保険料は試算上、小数点以下を切り上げています。掛金に対する必要経費は11ページの「制度の内容」をご覧ください。

### ■ボーナス払5口(50,000円)加入の場合

(例)ボーナス払1口加入の場合
→下表給付額を1/5倍にしてください。

| 加入年数 | 払込掛金累計額(円) | 積立金給付額(脱退一時金額)(円) |
|---|---|---|
| 1年 | 100,000 | 約 99,300 |
| 2年 | 200,000 | 約 199,750 |
| 3年 | 300,000 | 約 301,350 |
| 4年 | 400,000 | 約 404,100 |
| 5年 | 500,000 | 約 508,050 |
| 6年 | 600,000 | 約 613,150 |
| 7年 | 700,000 | 約 719,500 |
| 8年 | 800,000 | 約 827,050 |
| 9年 | 900,000 | 約 935,800 |
| 10年 | 1,000,000 | 約 1,045,800 |
| 15年 | 1,500,000 | 約 1,615,000 |
| 20年 | 2,000,000 | 約 2,217,400 |
| 25年 | 2,500,000 | 約 2,855,050 |
| 30年 | 3,000,000 | 約 3,529,900 |
| 35年 | 3,500,000 | 約 4,244,250 |
| 40年 | 4,000,000 | 約 5,000,250 |

※1口10,000円から20口200,000円まで加入できます。
＊ボーナス払保険料が1月末日および8月末日に入金されたものとして試算しています。

### ■一時積み増し100万円の場合

| 加入年数 | 積立金給付額(脱退一時金額)(円) |
|---|---|
| 1年 | 約 1,008,500 |
| 2年 | 約 1,020,000 |
| 3年 | 約 1,031,700 |
| 4年 | 約 1,043,500 |
| 5年 | 約 1,055,400 |
| 6年 | 約 1,067,400 |
| 7年 | 約 1,079,600 |
| 8年 | 約 1,091,900 |
| 9年 | 約 1,104,400 |
| 10年 | 約 1,117,000 |
| 15年 | 約 1,182,300 |
| 20年 | 約 1,251,400 |
| 25年 | 約 1,324,500 |
| 30年 | 約 1,401,800 |
| 35年 | 約 1,483,700 |
| 40年 | 約 1,570,400 |

※10万円単位で最高3,000万円まで一時積み増しが可能です。
※加入年数は一時積み増しをしてからの期間です。

★「加入年数1年」とは1年経過後のことをいいます。

記載の金額は、現時点では確定しておらず、変動(増減)するため、将来のお支払額をお約束するものではありません。
記載の金額は、次の条件で計算しています。
(1)年間保険料47.7億円を常に維持していること。
(2)加入者全員の保険料が毎月末日に入金されたものであること。
(3)パンフレット作成時点の各引受生命保険会社の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)を引受割合(2026年10月1日時点の見込値)で加重平均した率により算出していること。
なお、基礎率については、将来変更される場合があります。
記載の金額には、配当金を加算していません。毎年の配当金はそれぞれのお支払時期の前年度決算により決定しますので、現時点では確定していません。決算実績によってはお支払できない年度もあります。また、配当金が生じた場合には積立金の積増に充当されます。年度途中で脱退された場合は、その年の配当金がありません。
積立金(脱退一時金)は加入年数が短いと払込保険料の合計を下回る場合があります。



## 年金を受取るときの制度内容

| | 一般型コース | 個年型コース |
|---|---|---|
| 取扱内容 | 【受取方法】<br>●年金か一時金を選択していただきます。(受取人は加入者本人)<br>【年金選択の条件】<br>●年金を選択する場合、満50歳以上で掛金払込期間が2年以上必要です。<br>年金の受取り開始は据置を利用することにより先延ばしすることができます。<br>また、500万円以上の積立金がある場合に限り、500万円を超える部分についてのみ、全額もしくは一部を一時金として受取ることができます。<br>【年金受給の最低原資】<br>●初年度年金月額が1万円未満の場合、年金選択はできません。5年倍額型については、初年度年金月額が2万円未満の場合、年金選択はできません。 | 【受取方法】<br>●年金か一時金を選択していただきます。(受取人は加入者本人)<br>【年金選択の条件】<br>●満60歳以上で払込期間が10年以上の場合についてのみ、年金での受取りを選択することができます。<br>満50歳以上60歳未満で払込期間が10年以上あり、退職等の理由で払込を完了する場合は据置を利用することにより年金を選択することができます。<br>●上記要件に満たない場合は、一時金での受取りを選択してください。<br>【年金受給の最低原資】<br>●初年度年金月額が1万円未満の場合でも年金選択できます。 |
| [注意] | 一般型と個年型両方に加入している場合、いずれか一方を年金選択した場合、もう一方のコースを継続加入することはできません。<br>年金選択の書類を提出した時点で、もう一方のコースも脱退となります。 | |
| 年金の種類と型 | ●確定年金は3種類の年数選択と3つの型があります。終身年金は5%単利逓増型(基本年金額が最初の10年間毎年5%単利逓増)のみとなります。<br>(「一般型」と「個年型」で違う年金種類を選択することも可能です)<br>**1. 10年確定年金** 10年間定められた年金を本人の生死に関係なく支払います。<br>**2. 15年確定年金** 15年間定められた年金を本人の生死に関係なく支払います。<br>**3. 20年確定年金** 20年間定められた年金を本人の生死に関係なく支払います。<br>左記確定年金には、定額型、5%単利逓増型、5年倍額型とそれぞれ3つの型があります。(P6 ❶❷❸ 参照)<br>**4. 10年保証期間付終身年金** 本人の生存期間中終身にわたって年金を支払います。但し、10年以内に本人が死亡した場合は、10年までの残余期間について遺族に支払います。保証期間経過後は生存確認のため、年1回、所定の書類のご提出が必要となります。 | |
| 年金の据置 | ●年金の据置期間は、一般型・個年型ともに最長10年間です。<br>●但し、満50歳以上で掛金払込期間が一般型は2年以上、個年型は10年以上の方のみの取扱いとなります。なお、年金受給の開始2ヵ月前であれば、お申し出により据置期間の変更ができます。<br>●年金の据置期間中も継続して運用されます。<br>●据置期間を変更する場合は、年金支払希望月の2ヵ月前までに幹事会社までお申し出ください。据置期間中は掛金の払込み、一部の払い出しはできません。<br>●年金受給期間中、年金に代えて一時金請求すると保証期間満了までの残余期間に相当する残余年金原資が支払われます。終身年金では保証期間経過後本人が生存していれば年金が再開します。但し、年金再開後に一時金の取扱いはできません。 | |
| JAMへの届出・給付の支払い時期 | ●地方JAMへの届出は、掛金の払込満了時の60日前までにお願いします。<br>●年金選択の場合、年4回に分けて加入者の預金口座に振り込まれます。支払開始を希望する際は、支払月は積立終了から最短で2か月後の2月、5月、8月、11月のそれぞれ15日に3ヶ月分前払いします(例:2月振込→2、3、4月分)。<br>在職中の脱退一時金、年金のいずれも加入者本人の個人口座宛送金支払いとなります。 | |

## 払込満了後 年金原資500万円の場合の年金給付額例表(試算表)

実際の年金原資との比較の場合には、下表年金原資(500万円)との
比例に応じて給付額を試算してください。

(例)年金原資300万円の場合→下表給付額を3/5倍してください。
(例)年金原資1,000万円の場合→下表給付額を2倍してください。




| 年金の種類 | 年金の型 | 初年度基本年金年額(円) | 受取累計額(円) | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 5年 | 10年 | 15年 | 20年 |
| 10年確定年金 | ※1 定額型 | 約 526,160 | 約 2,630,800 | 約 5,261,600 | — | |
| | ※2 5%単利逓増型 | 約 431,320 | 約 2,372,280 | 約 5,283,720 | — | — |
| | ※3 5年倍額型 | 約 (1年目~5年目) 694,360<br>約 (6年目~) 347,180 | 約 3,471,800 | 約 5,207,700 | — | — |
| 15年確定年金 | 定額型 | 約 361,540 | 約 1,807,700 | 約 3,615,400 | 約 5,423,100 | — |
| | 5%単利逓増型 | 約 270,130 | 約 1,485,700 | 約 3,309,070 | 約 5,470,100 | — |
| | 5年倍額型 | 約 (1年目~5年目) 533,950<br>約 (6年目~) 266,970 | 約 2,669,750 | 約 4,004,600 | 約 5,339,450 | — |
| 20年確定年金 | 定額型 | 約 279,390 | 約 1,396,950 | 約 2,793,900 | 約 4,190,850 | 約 5,587,800 |
| | 5%単利逓増型 | 約 192,100 | 約 1,056,570 | 約 2,353,280 | 約 3,890,120 | 約 5,667,100 |
| | 5年倍額型 | 約 (1年目~5年目) 438,700<br>約 (6年目~) 219,350 | 約 2,193,500 | 約 3,290,250 | 約 4,387,000 | 約 5,483,750 |
| 10年保証期間付終身年金(60歳男性の場合) | ※4 5%単利逓増型 | 約 187,380 | 約 1,030,560 | 約 2,295,360 | ※4 約 3,653,860 | ※4 約 5,012,360 |
| 10年保証期間付終身年金(60歳女性の場合) | ※4 5%単利逓増型 | 約 160,870 | 約 884,770 | 約 1,970,640 | ※4 約 3,136,940 | ※4 約 4,303,240 |
| 10年保証期間付終身年金(65歳男性の場合) | ※4 5%単利逓増型 | 約 223,780 | 約 1,230,800 | 約 2,741,350 | ※4 約 4,363,800 | ※4 約 5,986,250 |
| 10年保証期間付終身年金(65歳女性の場合) | ※4 5%単利逓増型 | 約 190,040 | 約 1,045,220 | 約 2,327,990 | ※4 約 3,705,790 | ※4 約 5,083,590 |

※1. 定額型は、基本年金額が年金支払期間を通じて定額です。
※2. 5%単利逓増型は、基本年金額が毎年5%単利逓増します。
※3. 5年倍額型は、最初の5年間は6年目以降の年金の倍額支払われます。
※4. 終身年金は、最初の10年間(保証期間内)毎年5%単利逓増します。11年目以降は10年目と同額の基本年金額が本人が生存している場合に支払われます。

### 例 10年確定年金選択の場合の各年毎の受取額試算表

**定額型**

| 年数 | 基本年金年額(円) | 受取累計(円) |
|---|---|---|
| 1年 | 約 526,160 | 約 526,160 |
| 2年 | 約 526,160 | 約 1,052,320 |
| 3年 | 約 526,160 | 約 1,578,480 |
| 4年 | 約 526,160 | 約 2,104,640 |
| 5年 | 約 526,160 | 約 2,630,800 |
| 6年 | 約 526,160 | 約 3,156,960 |
| 7年 | 約 526,160 | 約 3,683,120 |
| 8年 | 約 526,160 | 約 4,209,280 |
| 9年 | 約 526,160 | 約 4,735,440 |
| 10年 | 約 526,160 | 約 5,261,600 |

**5%単利逓増型**

| 年数 | 基本年金年額(円) | 受取累計(円) |
|---|---|---|
| 1年 | 約 431,320 | 約 431,320 |
| 2年 | 約 452,890 | 約 884,210 |
| 3年 | 約 474,460 | 約 1,358,670 |
| 4年 | 約 496,020 | 約 1,854,690 |
| 5年 | 約 517,590 | 約 2,372,280 |
| 6年 | 約 539,160 | 約 2,911,440 |
| 7年 | 約 560,720 | 約 3,472,160 |
| 8年 | 約 582,290 | 約 4,054,450 |
| 9年 | 約 603,850 | 約 4,658,300 |
| 10年 | 約 625,420 | 約 5,283,720 |

**5年倍額型**

| 年数 | 基本年金年額(円) | 受取累計(円) |
|---|---|---|
| 1年 | 約 694,360 | 約 694,360 |
| 2年 | 約 694,360 | 約 1,388,720 |
| 3年 | 約 694,360 | 約 2,083,080 |
| 4年 | 約 694,360 | 約 2,777,440 |
| 5年 | 約 694,360 | 約 3,471,800 |
| 6年 | 約 347,180 | 約 3,818,980 |
| 7年 | 約 347,180 | 約 4,166,160 |
| 8年 | 約 347,180 | 約 4,513,340 |
| 9年 | 約 347,180 | 約 4,860,520 |
| 10年 | 約 347,180 | 約 5,207,700 |

**【年金給付額試算表】**

記載の年金給付額は、現時点では確定しておらず、変動(増減)するため、将来のお支払額をお約束するものではありません。
記載の年金給付額は、パンフレット作成時点の明治安田生命保険相互会社(事務幹事会社)の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)により算出したものであり、その他の引受会社の基礎率を含めたものとはなっていません。

年金開始後は、保険事務費として、年金支払時に年金額の1%を積立金から控除します(記載の金額は控除後です)。
毎年の配当金はそれぞれのお支払時期の前年度決算により決定しますので、現時点では確定していません。配当金が生じた場合には、年金給付額の増額に充当されますが、決算実績によってはお支払できない年度もあります。
なお、記載の年金給付額には、配当金を加算していません。

★「年数1年」とは1年経過後のことをいいます。

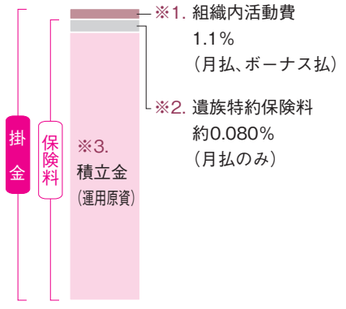
## ■制度の内容

| | 一般型コース（一般の生命保険料控除対象） | 個年型コース（個人年金保険料控除対象） |
|---|---|---|
| 加入の資格 | ●**JAM**加盟組合の組合員および単組が認めた特別組合員で、加入日（10月1日・4月1日）に満15歳以上63歳未満で申込日現在健康で正常に就業しており掛金払込満了年齢（65歳）まで2年以上ある方となります。 | ●**JAM**加盟組合の組合員および単組が認めた特別組合員で、加入日（10月1日・4月1日）に満15歳以上55歳未満で申込日現在健康で正常に就業しており掛金払込満了年齢（65歳）まで10年以上ある方となります。 |
| | ●一般型と個年型の2つのコースの一方または両方への加入ができます。但し、コース間の積立金の移行はできません。 | |
| 新規加入日 | ●加入受付期間は毎年2回です。<br>①2026年6月1日～2026年6月29日（2026年10月1日付加入）<br>②2026年11月19日～2026年12月18日（2027年4月1日付加入） | |
| 口数の変更（増口・一部中止） | ●変更の受付期間は毎年1回です。 2026年6月1日～2026年6月29日（10月1日付加入） | |
| 掛金 | ●〈チェックオフ（給与天引き）組合〉毎月の給与から控除します。（初回は組合により異なります。）<br>〈口座振替組合〉加入者の預金口座から毎月5日（当日が金融機関の休業日の場合は翌営業日）に口座振替（引落し）します。（初回は10月または4月） | |
| | ●掛金は、月払と年2回のボーナス払（夏・冬一時金）とし、金額は次の通りとします。<br>①月払は1口5,000円（組織内活動費55円）とし、1口（5,000円）から10口（50,000円）まで。<br>②ボーナス払は1口10,000円（組織内活動費110円）とし、1口（10,000円）から20口（200,000円）まで。但し、ボーナス払は1月と8月とし、夏・冬同口数での加入とします。<br>（注）月払を基本とし、ボーナス払だけの積立はできません。 | ●掛金は、月払のみで金額は次の通りとします。<br>月払は1口5,000円（組織内活動費55円）とし、1口（5,000円）から10口（50,000円）まで。<br>（注）掛金負担者は加入者本人です。<br>※ボーナス払の取扱いはありません。 |
| 一時積み増し | ●一時積み増し（年2回 ●9月1日付 ●2月1日付）<br>①月払とボーナス払に加え、別途一時積み増しをすることができます。但し金額は10万円単位で、最高3,000万円までとし、年2回の定められた日(毎年9月1日付および2月1日付)とします。<br>②新規加入した方の初回掛金が振替不能となった場合は、加入直後の一時積み増しをすることができませんのでご注意ください。<br>**③今年度の受付期間**<br>**9月1日付（申込書提出期間 7月1日～8月3日、送金受付期間 7月1日～8月6日）**<br>**2月1日付（申込書提出期間12月1日～1月7日、送金受付期間12月1日～1月14日）** | ●一時積み増し 取り扱いません。 |
| | ●退職時一時積み増し<br>在職中の積立に加え、年金選択時に退職時一時積み増しをすることも可能です。但し、確定年金を選択した場合は、年金選択時における既積立金額（含む運用収益）を限度とします。<br>（注）終身年金を選択した場合は、10万円単位で最高3,000万円まで一時積み増しが可能です。<br>掛金負担者は加入者本人です。 | |
| 必要経費 | ●積立金および掛金の一部が制度運営上の必要経費となります。必要経費を除いた分が積立にまわり運用されます。掛金1口当たりの内訳は下記表および図の通りです。<br>2026年3月現在 | |

| | 月 払 | ボーナス払 | 一時積み増し |
|---|---|---|---|
| 1口当たりの掛金 | 5,000円 | 10,000円 | 100,000円 |
| 組織内活動費 | 55円 | 110円 | 0円 |
| 保 険 料 | 4,945円 | 9,890円 | 100,000円 |

※上記保険料から、保険会社の事務費と遺族特約保険料（月払いのみ）を控除した額が積立にまわり運用されます。

■掛金のしくみ図




**※1. 組織内活動費**／ JAM共済で制度を運営する為の事務費です。
月払、ボーナス払とも1口当たりの掛金×1.1%です。

**※2. 遺族特約保険料**／この制度加入者が死亡脱退のときに月払保険料（1口＝4,945円）を上乗せして支払うための保険料です。この遺族特約保険料率は2026年3月1日現在約0.080%となっておりますが、毎年の決算時の人員構成等によって決定されるため、毎年変動する可能性があります。

**※3. 積立金（運用原資）**／この金額（掛金－組織内活動費－保険会社の事務費－遺族特約保険料）＝積立金（運用原資）を「予定利率」で運用してお支払いします。



| | | 一般型コース（一般の生命保険料控除対象） | 個年型コース（個人年金保険料控除対象） |
|---|---|---|---|
| 在職中に給付を受けるとき | 払い出し | ●在職中に積立金の一部を1万円単位で払い出すか、もしくは全部を払い出すことにより、一時金を受けとることができます。（10万円未満の取扱いはできません。）なお、一部の払い出しの場合は、<br>①一時積み増し掛金、<br>②ボーナス（一時金）払掛金、<br>③転換払い掛金、<br>④月払掛金<br>の順とし、払い出し回数は年度内（10月1日から）1回限りとします。この場合、中止の事由（掛金の支払に支障のある場合を除く）に該当することとします。<br>●一部の払い出しの送金日数<br>請求書が幹事会社にて確認できた日から、約10日前後で送金されます。<br>送金する際、給付金受取人宛に「積立年金給付金お支払通知書」が送付されます。<br>●「みんなのMYポータル」で、一部払い出しをする場合は、その規定に基づきます。 | ●積立金の一部を払い出すことはできません。（一部の払い出しの取扱いは不可） |
| | 死亡 | ●在職中に死亡したときは、脱退一時金に月払1ヵ月分の保険料を加算し、遺族一時金として遺族に支払います。但し、死亡時に掛金の払込みを全部中止している場合および掛金が未納だった場合は加算されません。受取人順位：労働基準法施行規則第42条～第45条によります。※遺族年金のお支払はできません。 | |
| | 脱退 | ●在職中に脱退したときは、脱退一時金を支払います。<br>●脱退一時金の送金日数（送金する際、給付金受取人宛に「積立年金給付金お支払通知書」が送付されます。）<br>①請求書および払込最終月までの保険料が幹事会社にて確認できた日から、約10日前後で送金されます。<br>②口座組合の加入者の脱退一時金は、毎月10日に締め切り（幹事会社着）、翌月上旬までに送金されます。<br>③決算前後（9月中旬～10月下旬）は支払処理が一時停止されます。この期間に請求書が幹事会社に到着した場合は、決算後10月中旬以降の送金となります。 | ●加入して数年で脱退した場合には、必要経費が引かれているため、受取金額が払い込んだ掛金を下まわることがあります。<br>●一般型と個年型の両方に加入している場合、65歳未満でいずれか一方を年金選択したとき、もう一方は積立を継続することはできません。 |
| 掛金未納（預金残高不足等）による脱退と中断（全部中止・再加入） | | ●「中断」とは払込みを中止し積立金を払出しせず、運用することです。（据置とは掛金の払込満了後に年金の受取りを据置くことです。）<br>●次の事情があるときは所定の「掛金払込中断申出書」で中断（全部中止）する月の2ヵ月前までに申し入れがあれば、24ヵ月以内の中断（全部中止）が認められることがあります。全部中止とは払込みを中断するもので他の積立金同様に継続して運用されます。積立金の払い出しをする場合は別途手続が必要です。<br>中止の事由＝災害、疾病、障害（親族の疾病、障害および死亡を含む）、住宅の取得、教育（親族の教育を含む）、結婚（親族の結婚を含む）、債務の弁済、その他加入者が掛金の支払に支障のある場合。再加入は毎年の加入日とします。<br>●中断中に掛金の一部払い出しを行うことは可能です。ただし、全額払い出しは出来ません。<br>●掛金が所定期日から3ヵ月連続して納入されないときは脱退扱いとなります。その場合、「復活」の取扱いはできませんので十分注意してください。 | ●「中断」（全部中止＝払込みを中止し積立金を払出しせず運用する）の取扱いはできません。<br>●掛金が所定期日から3ヵ月連続し納入されないときは脱退扱いとなります。その場合、「復活」の取扱いはできませんので十分注意してください。 |
| | | ●新規加入者につきましても、初回から3ヵ月連続して掛金が納入されない場合には、脱退扱いとなりますのでご注意ください。 | |

| | 一般型コース（一般の生命保険料控除対象） | 個年型コース（個人年金保険料控除対象） |
|---|---|---|
| 残高通知 | ●積立期間中の積立金残高（ご加入内容のお知らせ）を、加入1年経過後年1回組合経由で11月ごろ加入者へ通知します。（再発行は致しません） | |
| 税法上の取扱い※ | ●掛金から組織内活動費を除いた金額は、一般の生命保険料控除として年末調整の対象となります。<br>●一般型コースは積立期間中の一部の払い出し等種々の融通性をもたせているため個人年金保険料控除の対象とはなりません。 | ●掛金から組織内活動費を除いた金額は、個人年金保険料控除として年末調整の対象となります。 |
| | ●保険料控除証明書は、一般型コース・個年型コースの2種類を別々に作成し、組合経由で11月ごろ送付します。 | |
| | ●在職中に脱退一時金を受取った場合<br>積立金の一部を払い出し、または脱退した場合受取る一時金は、税法上一時所得として課税されます。課税される対象額は、次の通り計算します。<br>（「受取り一時金」－「払込掛金から組織内活動費を除いた額」－ 50万円）× 1/2<br>※所得税に加え復興特別所得税が課税されます。<br>他に一時所得がない場合、運用収益（「受取り一時金」－「払込掛金から組織内活動費を除いた金額」）が50万円までの場合は非課税となり、50万円を超えた金額の半額が一時所得となり、課税対象となりますので確定申告が必要です。<br>●在職中に本人が死亡した場合<br>遺族一時金は相続税の対象となり、受取人が法定相続人の場合「法定相続人数×500万円」まで非課税となります。 | ●掛金の払込満了後に年金を受取った場合<br>加入者本人が毎年年金として受取ると、税法上雑所得として課税されます。課税される対象額は、次の通り計算します。<br>課税対象額 ＝（基本年金年額+増加年金年額）<br>－基本年金年額×$\frac{\text{払込保険料累計額}}{\text{年金支払総額（見込額）}}$<br>なお、この額が25万円以上のときは、10.21％の源泉徴収が行なわれます。<br>※増加年金とは、年金受給権取得後の配当金に基づき積増された年金です。<br>●掛金の払込満了後に年金にかえて一時金を受取った場合、税法上一時所得として課税されます。<br>※所得税に加え復興特別所得税が課税されます。 |
| 配当金 | ●毎年の決算により配当金が生じた場合、積立期間中は積立金に積み増しされます。 | ●年金受給権取得後は、翌年度の年金に上乗せしてお支払いします。 |

※記載の内容は、2026年3月1日時点の税法に基づくものであり、税務の取扱いについては税制改正により、今後変更となることがあります。



## Q 一時金を受取った場合は税金がかかるのですか？

**A 税金はかかりますが、一時所得扱いですので、50万円の特別控除があります。**（他に一時所得が無い場合）

積立年金の場合、「脱退」または「一部払い出し（減口）」をして受取る金額は、
源泉分離課税制度の対象とはなりません。
（受取一時金－払込保険料累計額※1）が50万円以下なら非課税となります。
50万円を超えたら、超えた金額の$\frac{1}{2}$が他の所得※2と合算して課税対象となります。（確定申告が必要です。）

**一時所得の課税対象額＝（受取一時金額－ 払込保険料累計額－ 50万円）×$\frac{1}{2}$**
［他に一時所得がなく一時所得が積立年金共済だけの場合］

脱退して受取る一時金も（脱退一時金額－払込保険料累計額）が50万円までは非課税なのね！（※3）



※1 払込保険料累計額とは、掛金から組織内活動費を控除した額です。
※2 給与所得がある方は該当します。
※3 積立年金共済の他に一時金がある場合はその所得も含みます。
※税務の取扱いについては税制改正により、今後変更となることがあります。

## Q 「年金」で受取った場合は税金がかかるのですか？

**A 加入者本人が毎年受取る年金は、雑所得として課税されます。**（確定申告が必要です。）（注1）

但し、受取る年金全額に課税されるのではなく、**雑所得の課税対象額**は次の通り計算します。
（注1）一定の要件を満たした場合、確定申告が不要の場合があります。
確定申告の要否につきましては最寄税務署等にお問い合わせ願います。

**雑所得課税対象額＝ 年間の年金受取額－ 必要経費※1**
※1 必要経費＝基本年金年額※2×（払込保険料累計額※3 ÷年金支払総額（見込額）

※2 基本年金年額とは配当による増額部分を除いた年金額です。
※3 払込保険料累計額とは、掛金から組織内活動費を控除した額です。
雑所得課税対象額が25万円以上のときは、10.21％の源泉徴収が行われます。

雑所得課税対象額は、他の所得と合算して所得税の対象となります。
最終的な税額は確定申告によって決まります。
確定申告の要否および税務についてのご相談は
お近くの税務署へお問い合わせください。



## Q 積立期間中に加入者本人が死亡した場合、遺族は給付金を年金で受け取ることはできますか？

**A 年金受取はできません。一時金のみとなります。**
**また、受取人順位は労働基準法施行規則第42条～第45条によります。**



【加入手続き等に関するお問い合わせ先】

JA共済

〒105-0014　東京都港区芝2-20-12　友愛会館
お問い合わせ、積立金の請求は所属組合へ連絡してください。

明治安田生命保険相互会社　広域組織法人部法人営業第一部
〒100-0005　東京都千代田区丸の内2-1-1
TEL　03-6259-0033（受付時間　9:00 ～ 17:00　除土日・祝日）